

平成31年度 就学援助制度のお知らせ



～就学援助（新入学学用品費）の入学前支給ができるようになりました～

呉市では、小・中学校に就学するお子様が、楽しく安心して学校生活を送れるよう、経済的にお困りのご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、申請をしてください。

1 援助を受けられる世帯

- ① 呉市に住所があり、小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- ② 平成31年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者
- ③ ①又は②であって、次のいずれかに該当する世帯です。

	申請理由	必要な証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません
2	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
3	市民税が非課税である(世帯全員)	平成30年度所得・課税証明書
4	市民税が減免された	市県民税賦課決定通知書の写し
5	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
6	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
7	国民年金保険料が免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
8	国民健康保険料が減免、徴収猶予された	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し
9	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
10	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
11	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し
12	特別な事情があり経済的に困っている	平成30年度所得・課税証明書等

※11は申請者が雇用保険の失業給付を受けていても、世帯の中に収入のある方がいる場合は、対象にならないことがあります。

＜12の認定基準の目安額＞

世帯人数	世帯の合計所得額	世帯人数	世帯の合計所得額
2人	2,237,000円	4人	3,331,000円
3人	2,825,000円	5人	3,695,000円

※認定基準は変更される場合があります。

※基準額は家族の年齢や構成によって金額が異なりますので、申請の目安として、参考にしてください。

2 申請の方法

(1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は、「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入し、該当する申請理由の証明書類の写しを添えて、お子様が在籍（入学）する学校へ提出してください。

現在就学援助を受けている方も、毎年度の申請が必要です。

※「就学援助費受給申請書兼世帯票」は、学校又は呉市教育委員会学校教育課にあります。

(2) 申請書の受付期間

◆ 在校生

平成31年2月1日（金）～3月15日（金）

◆ 新入生（入学前支給を希望する方）平成31年2月1日（金）～2月20日（水）

（入学前支給を希望しない方、または2月20日以降に申請された方は、入学後の支給となります。）

◆ 随時の申請（申請を受付した月からの認定）

平成31年5月1日（水）～ 随時

3 主な援助の内容 ※内容、金額は変更する場合があります。

項目	小学校		中学校	
	1年	40,600円	1年	47,400円
学用品費等	1年	12,990円	1年	24,590円
	2～6年	15,220円	2～3年	26,820円
校外活動費	実費（限度額有）		実費（限度額有）	
通学費	実費		実費	
修学旅行費	実費（限度額有）		実費（限度額有）	
学校病医療費	実費		実費	
学校給食費	実費		実費	

※新入学学用品費の入学前支給の時期は、平成31年3月下旬です。

※初回の支給は、5月末の予定です。

※学用品費等は、各学期に分けて支給します。

※市外から転入された場合で、既に新入学学用品費の入学前支給を受けている方への支給は行いません。

また、新入学学用品費の入学前支給を受けた後に、市外へ転出された場合は、返金は求めませんが、転出先自治体に本市で新入学学用品費の支給を行ったことを通知します。

※呉市立以外の学校に在籍（入学）する児童・生徒は上記と援助の内容が異なります。

～お問い合わせ～

ご不明な点は、お子様が在学する学校又は呉市教育委員会学校教育課へお気軽にご連絡ください。

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所8階

☎0823-25-3453

